



# 長野県報

9月18日(木)  
令和7年  
(2025年)  
第643号

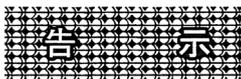
## 目次

### 告示

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類(県民の学び支援課).....	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の廃止(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3

### 公告

長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定(都市・まちづくり課).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札(契約・検査課).....	4
長野県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局).....	6



### 長野県告示第399号

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のように定めます。

令和7年9月18日

長野県知事 阿部 守一

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

(公認会計士又は監査法人の監査の内容)

第1条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定による公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次条において同じ。)又は監査法人の監査は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類(私立学校法(昭和24年法律第270号)第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。)及びその附属明細書並びに収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書が作成されているかどうかについて受けなければならない。

(私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類)

第2条 私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

県民の学び支援課

## 長野県告示第400号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成28年長野県報第2830号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した次の区域を廃止します。

令和7年9月18日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
中島2号	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域	南佐久郡 南相木村		見上	3558番	1号
				西原	3781番157	2号
				〃	3781番156	3号
				〃	3781番161	4号
				〃	3781番160	5号
				〃	3773番1	6号
				〃	3773番3	7号及び8号
				東和田	3459番15	9号
				〃	3464番1	10号
				岩ば衞	3469番	11号
				〃	3470番	12号
				〃	3478番1	13号
				〃	3483番	14号
				〃	3498番1	15号

砂防課

## 長野県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年9月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

九蔵6、九蔵7、九蔵8及び瀬戸東

## 2 指定の区域

木曾郡王滝村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和7年9月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

九蔵6、九蔵7、九蔵8及び瀬戸東

## 2 指定の区域

木曾郡王滝村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**長野県木曾建設事務所告示第9号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月18日

長野県木曾建設事務所長 岩 垂 宏 明

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 361号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木曾町開田高原西野983番の50地先から 木曾郡木曾町開田高原西野966番の2地先まで	旧	m 12.1 ~ 28.0	km 0.1349
同 上	新	12.1 ~ 47.0	0.1349

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 開田三岳福島線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡木曾町三岳6749番の49地先から 木曾郡木曾町三岳6749番の55地先まで	旧	m 10.5 ~ 33.2	km 0.1602
同 上	新	10.5 ~ 34.8	0.1602

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡王滝村3431番の3地先から 木曾郡王滝村2771番地先まで	旧	m 6.0 ~ 15.2	km 0.1032
同 上	新	8.0 ~ 17.1	0.1052

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 御岳王滝黒沢線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡王滝村3番の18地先から 木曾郡木曾町三岳9102番の8地先まで	旧	m 7.1 ~ 31.3	km 0.4447
同 上	新	10.9 ~ 53.0	0.4447

道路管理課

**長野県木曾建設事務所告示第10号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

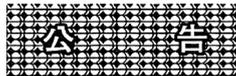
その関係図面は、告示の日から令和7年10月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年9月18日

長野県木曾建設事務所長 岩 垂 宏 明

- 路線名 御岳王滝黒沢線
- 供用を開始する区間  
木曾郡王滝村3431番の3地先から  
木曾郡王滝村2771番地先まで
- 供用を開始する期日 令和7年9月18日

道路管理課



## 公告

長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第32条第1項の規定により、景観育成住民協定を次のとおり認定しました。  
令和7年9月18日

長野県知事 阿部守一

協定の名称	協定に係る区域の所在地	景観育成に関する事項	認定年月日
軽井沢町追分の森景観育成住民協定	軽井沢町追分地区	建築物に関する事項 緑化に関する事項 その他の事項	令和7年8月21日

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。  
令和7年9月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

- 借入をする物品及び数量  
商用電気軽自動車 14台
- 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおり
- 借入期間  
令和8年3月2日から令和15年3月1日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- 納入場所  
長野保健福祉事務所 駐車場 他9箇所
- 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他」の等級がAに区分されている者であること。
- 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。